

特定教育・保育施設の利用定員等について

子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく平成30年4月開始予定の特定教育・保育施設の利用定員については、事業者からの申請により、下記のとおり設定します。また、当該施設の認可基準にかかる項目については、下記のとおりです。

記

1. 対象施設（保育所）

名称	こでまり保育園	
所在地	中央町2-3-57	
施設類型	保育所	
事業者名	学校法人 小金井学園	
① 利用定員の設定		
利用定員（2号）	50名	
利用定員（3号）	0歳	15名
	1～2歳	40名
合計	105名	
② 認可基準にかかる項目		
保育士（配置基準）	14名	
保育室	348.40㎡	
屋外遊戯場	317.00㎡	
給食	自園調理	